
プロジェクト 収益認識**表示の検討－収益と金融要素の影響（受取利息又は支払利息）の
項目 区分表示**

これまでの経緯

1. 企業会計基準委員会（ASBJ）は、2018 年 3 月 30 日に、次の企業会計基準及び企業会計基準適用指針（以下合わせて「収益認識会計基準等」という。）を公表した。
 - (1) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）
 - (2) 企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「収益認識適用指針」という。）
2. 収益認識会計基準においては、下記の表示について、収益認識会計基準が適用される時（2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首）まで（準備期間を含む。）（以下「強制適用時までに」という。）に検討することとしている（収益認識会計基準第 88 項及び第 155 項）。
 - (1) 収益の表示科目
 - (2) 収益と金融要素の影響（受取利息又は支払利息）の区分表示
 - (3) 契約資産と顧客との契約から生じた債権の区分表示

本資料の目的

3. 前項の 3 つの項目のうち(2)の表示について、顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合に、顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響を損益計算書上、区分して表示することを要求するか、損益計算書上の売上高等（顧客との契約から生じる収益）の金額は、従来どおり計上し、その内、金融要素に係る金額を注記にて開示することを許容するかについて検討する。

これまでの審議の状況

4. 第 95 回收益認識専門委員会（2019 年 4 月 17 日開催）において、次項の理由から顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合に、顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響を区分して損益計算書上、表示することを提案した。

5. 顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合に、顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響を区分して会計処理されていることを前提に、損益計算書上においてもこれを区分することが財務諸表利用者への有用な情報を提供すると考えられる。また、区分して会計処理している場合、これを区分して表示することの実務上の追加的な負担は限定的であると考えられる。
6. 第 95 回収益認識専門委員会において、本資料第 4 項の提案について、次項の意見を除き大きな異論はなかったと理解している。
7. 我が国においては、欧米とは異なり、毎月出来高を企業と顧客で検収し、それを毎月請求して代金を回収していくというような実務慣行が存在せず、金融要素の提供の意図はないにもかかわらず、履行と代金回収に 1 年以上の期間が空く場合もある。欧米との取引慣行の相違や企業側に金融要素の提供の意図がないこと等を考慮すると、約束した対価の額から金利相当分を控除した金額が売上高として計上されることについては懸念がある。業績の管理上、表示上、また比較可能性の観点から、売上高は従来どおり計上し、その内、金融要素に係る金額を注記にて開示することについて検討できないかと考えている。

ASBJ 事務局による分析及び提案

8. 顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合に、顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響を区分して会計処理することによって有用な情報が提供されること、また、国際的な比較可能性等を考慮した結果、当該会計処理について、IFRS 第 15 号と同等の要求事項を導入したと理解している。また、財務諸表本表ではなく注記による開示を許容又は要求する場合には、財務諸表本表における国際的な比較可能性が損なわれる可能性がある。これらを考慮すると、損益計算書上において、顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響を区分して表示することが適切と考えられるかどうか。
9. なお、収益認識会計基準第 58 項は実務上の便法を認めており、この実務上の便法を採った場合には、重要な金融要素が含まれるとして、関連する会計処理が要求されるのは、約束した財又はサービスを顧客に移転する時点と顧客が支払を行う時点の間が 1 年超である場合となる。このような場合に仮に、金融要素の提供の意図がない場合でも、運転資本が拘束又は解放された結果、金利収益又は金利費用に影響を与えている可能性があり、当該損益との対応の観点から、対応する金融要素に係る損益を損益計算書上に反映することが適切と考えられる。

10. 前項までの検討に基づく文案は次のとおりである。

【文案の記載にあたって】

1. 文章の表現については、IFRS 第 15 号又は Topic 606 の日本語訳と同一のものとはしておらず、表現の見直しを行っている。
2. 追加を提案する文言に下線を、削除を提案する文言に取消線を付している。
3. 収益認識会計基準等の文案として IFRS 第 15 号に追加して定めた部分を青でハイライトしている。
4. 文中の（¶）は、IFRS 第 15 号における項番号を表しているものであり、最終的には収益認識会計基準等において削除する予定のものである。

【会計基準】

79-4 顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合（第 56 項参照）、顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響（受取利息又は支払利息）は、損益計算書において区分して表示する。（¶ 65 参照）

ディスカッション・ポイント

収益と金融要素の影響の区分表示に関する事務局の分析及び提案について、ご意見を頂きたい。

以 上